

2.近代建築と尺貫法

大都市では高層のビルや数十階のマンションまで建てられるようになりました。

こうした建物の設計図に「〇尺〇寸」と書かれていることは皆無ですが、実は今でもこうした近代建築にも「尺貫法」の名残があることをご存知でしょうか。

現在は、土地の広さにより述べ床面積が決められており、一般的には200%とか都市部は土地面積の8倍の床面積が建てられるようになったわけですが、一昔まえまでは9階建ての建物しか認められなかったのです。

9階といっても正確には31メートルの建物ですが、実際は100尺までの高さであったのが、尺貫法からメートル法に移行したときに、100尺では「30.33・・・」メートルになるため、切り上げるより仕方ないので、31メートルになったといわれています。

ビルの場合は二重天井にして天井内には空調ダクトや電気配線のスペースが必要で、1階分あたりが3.4メートルでも実際は2.8メートル程度のオフィス天井高となっています。

マンションの場合は、天井が即、上の階の床面になり天井懐も不要なため、10階とか11階建物ができるわけです。

建物の高さの規制は消防法と関係があり、「31メートルまでは消防車のはしご車が届く距離で、それ以上は建物の所有者の責任で消火や避難をしてください」ということなのです。31メートル以上のビルやマンションでは非常用エレベータをつけたり、スプリンクラーを設置したり、非常用発電機が義務付けられたりするわけです。消防設備の費用も大変で、12階や13階建てが造れる土地の面積があっても、採算面を考えると31メートル以内の建物を造る場合もあるでしょう。

大都市にそびえる近代的なビルやおしゃれなマンションも、実は「尺貫法」の影響を受けているわけです。